

令和6・7年度建設工事競争入札参加資格に係る「異議申立て」について

令和6年2月7日
高知県庁土木部土木政策課

令和6・7年度の建設工事競争入札参加資格では、電子申請への移行や、地域点数の自動加点等の制度改正があったことから、異議申立て制度を導入します。

事業者におかれましては別添の「地域点数の算定方法について」を確認のうえ、異議申立てを行うか、ご判断ください。

1.異議申立てを行うことができる事業者

高知県共同電子申請システムから入札参加資格申請をし、令和6・7年度における「高知県」の入札参加資格を有している者で、令和6年2月上旬に高知県入札参加資格共同電子申請システムからダウンロードされた暫定版の資格決定通知（以下、「暫定版資格決定通知」という。）をダウンロードしている者

2.異議申立てを行うことができる内容 ※1 ※2

① 申請業種に関すること

システム内で申請をしたはずの業種が、暫定版資格決定通知に記載されていない等

② 点数・ランクに関すること

実績があるにもかかわらず、暫定版資格決定通知に記載されている点数に、当該実績分に相当する点数が反映されていない等 ※3

3.異議申立ての方法

高知県電子申請サービスに、必要事項を入力して申立て

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9100

4.異議申立て期限

令和6年2月19日（月） 17:15 ※4

- ※1 システムでの申請時に申請先自治体のチェックを入れ忘れていた場合は、異議申立ての対象とはならず、システムでの差戻し対応となりますので、土木政策課までご連絡ください。

- ※2 異議申立てをした項目について、必ずしも申立て内容が反映されるわけではありませんので、ご注意ください。

- ※3 自動加点による集計項目については「地域点数の算定方法について」で実績を確認できない場合には、申立てに応じることができません。

- ※4 申立て期限到来後は、格付けを確定させるため、期限到来後の申立て・取下げは認めません。